

慶應義塾大学文化団体連盟総会規則

令和06年05月25日施行

第1章 総則

第1条（基本）

本規則は、慶應義塾大学文化団体連盟規約（以下、文化団体連盟規約とする）に基づいて制定する。各種定義及び名称は、当然に文化団体連盟規約に準ずる。

第2条（目的）

本規則は文化団体連盟の最高議決機関たる総会の規範及び手続きについて定め、もってその適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

第3条（名称）

慶應義塾大学文化団体連盟規約に定められた、総会を構成する加盟団体代表者1名を、文化団体連盟総会委員（以下、総会委員とする）と称する。

第2章 運営

第4条（通知）

総会を開く場合は原則として、2週間前に日時、場所、議題を明記して加盟団体に電磁的手法などを通じて通知しなければならない。

第5条（定足数）

総会は、加盟団体総数の過半数の総会委員の出席をもって成立する。

第6条（欠席）

総会委員及び役員は、当然に総会に出席しなければならない。やむを得ない事情があり欠席する場合は、常任委員会に事前に承認を得なければならない。

第7条（書面表決書・代理人）

1. 総会委員で総会に出席できない事由がある場合、常任委員会の指定する書面表決書の常任委員会への提出若しくは自己と同一の加盟団体に所属する代理人を立てることができる。
2. 前項の書面表決書若しくは代理人は出席者として計数され、代理人は当然に総会委員と同様に扱われる。
3. 第1項に定める書面表決書による表決は有効なものとして見做される。

第8条（総会委員）

1. 加盟団体は、総会において自らの団体を代弁するものとして、総会委員1名を任命することができる。
2. 総会委員は、原則としてその加盟団体の学生責任者がこれを務める。
3. 総会委員は、1議案につき1票を投じることができる。
4. 常任委員会構成員が総会委員を兼任することは、これを妨げない。
5. 2以上の加盟団体の総会委員を兼任することは、これを妨げない。

第9条（議案）

1. 常任委員会は議案を総会に提出し、審議に付することができる。
2. 常任委員会は、会日の7日前までに正加盟団体総数の10分の1以上若しくは正加盟団体5団体以上の同意のもと提出された事項を、議案として取り扱わなければならない。
3. 第2項の規定にかかわらず、文化団体連盟規約改正案の発議には、常任委員会による決定若しくは正加盟団体の3分の1以上の同意を要する。
4. 本連盟への加盟に係る議案は、加盟を希望する団体の常任委員会への通知をもって総会にて取り扱う。
5. 本連盟からの脱退に係る議案は、脱退を希望する団体の常任委員会への通知をもって総会にて取り扱う。

第10条（発言）

総会委員は総会にて取り扱う議案並びに報告事項に対し、発言をすることができる。

第11条（傍聴）

普通会員は、総会を傍聴することができる。ただし、常任委員会への事前の申請を要する。

第12条（議事録）

常任委員会は、議事録を作成し、公開しなければならない。

第3章 議決

第13条（規約の改正）

慶應義塾大学文化団体連盟規約の改正は、総会委員総数の3分の2以上の賛成をもって承認される。

第14条（常任委員の任命と解任）

1. 常任委員は、総会委員出席者数の過半数の賛成をもって任命される。
2. 常任委員の解任は、総会委員出席者数の過半数の賛成をもって承認される。

第15条（監査の承認）

監査は、総会委員出席者数の過半数の賛成をもって承認される。

第16条（予算の承認）

当年度収支予算は、総会委員出席者数の過半数の賛成をもって承認される。

第17条（決算の認定）

前年度収支決算は、総会委員出席者数の過半数の賛成をもって認定される。

第18条（加盟と脱退）

1. 本連盟への加盟に係る事項は、総会委員出席者数の過半数の賛成をもって承認される。
2. 本連盟からの脱退に係る事項は、総会委員出席者数の過半数の賛成をもって承認される。

第19条（その他）

その他、本連盟に係る重要な議決事項は、総会委員総数の3分の2以上の賛成をもって成立する。